

1 開催日時 平成28年8月30日(火) 13:30~15:45

2 開催場所 富山県庁4階大会議室

### 3 出席者

#### (1) 富山県都市計画審議会出席委員

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ・弁護士              | 細川俊彦              |
| ・富山県商工会議所女性会連合会会長 | 梅田ひろ美             |
| ・富山県建築士会監事        | 小見美由紀             |
| ・J A 富山県女性組織協議会会長 | 谷井悦子              |
| ・富山県立大学教授         | 川上智規              |
| ・金沢大学教授           | 高山純一              |
| ・富山国際大学准教授        | 相山馨               |
| ・県議会議員            | 瘡師富士夫             |
| ・県議会議員            | 五十嵐務              |
| ・県議会議員            | 笠井和広              |
| ・富山県市長会会長代理       | 土肥榮(事務局長)         |
| ・富山県市議会議長会会長      | 市田龍一              |
| ・北陸農政局長代理         | 石橋正之(農村計画課長)      |
| ・北陸地方整備局長代理       | 堀尚紀(富山河川国道事務所副所長) |
| ・北陸信越運輸局長代理       | 小池克弘(富山運輸支局長)     |
| ・富山県警察本部長代理       | 中田聡(交通規制課長)       |

#### (2) 事務局

- |               |      |
|---------------|------|
| ・富山県土木部都市計画課長 | 長谷川尚 |
|---------------|------|

### 4 配布資料

- ・次第
- ・配席図
- ・名簿
- ・条例等規程
- ・富山県都市計画審議会議案書
- ・参考資料

### 5 議事

- 議案第1号 富山高岡広域都市計画区域区分の変更について
- 議案第2号 富山高岡広域都市計画臨港地区の変更について
- 議案第3号 富山高岡広域都市計画区域区分の変更に伴う用途地域の指定のない区域における容積率等の指定区域の変更について
- 議案第4号 小矢部都市計画道路の変更について

(司 会)

それでは予定の時刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず、開会に先立ちまして、定足数について申し上げます。本日、委員 21 名のうち出席予定が 16 名、おひと方が遅れていらっしゃいますので現在は 15 名ですが、内訳につきましては委員が 14 名、臨時委員が 2 名でございます。半数以上でございますので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立している旨、ご報告させていただきます。

次に委員の交代について紹介させていただきます。人事異動に伴う交代でございます。北陸地方整備局長につきましては、藤山秀章様に代わりまして中神陽一様、JR 西日本金沢支社長につきましては、野中雅志様に代わりまして児島邦昌様、富山県警察本部長につきましては、伊藤泰充様に代わりまして白井利明様に新たに委員として就任いただいておりますことをご報告いたします。

それでは次に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にお配りしているものをご確認ください。まず本日の審議会の次第、配席図、審議会委員名簿、都市計画審議会の議案書ということで議案第 1 号から第 2 号、第 3 号、第 4 号までございます。それから条例等の規定ということで、富山県都市計画審議会条例、富山県都市計画審議会運営要綱、富山県都市計画審議会の公開に関する取扱要領が付いてございます。配布漏れがございましたら、お申し付けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは次に、会議の公開についてご説明します。本審議会につきましては、原則公開ということといたしております。詳細につきましては、本審議会の公開に関する取扱要領がございますのでご覧ください。

ただし規定上、個人情報の保護、あるいは本審議会の公正・円滑な議事の確保等の観点から、一定の事項につきましては会長が本審議会に諮って非公開とすることができるという規定もございます。

なお、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定でございます。以上、ご案内させていただきます。

それでは会議につきましては、細川会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 1 開会

(会 長)

ただ今より、第 171 回富山県都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

早晩、台風 10 号が東北地方に上陸するかということが危ぶまれており、非常に落ち着かない環境であります。当地に関してはさほど災害が出るとは思われませんが、皆さま方には悪天候の中、ご足労いただきましてありがとうございます。

本日の議題は第1号から第4号までありますが、なかなか審議すべき事項が多いと思います。そこで精力的な審議に直ちに入りたいと思っております。

次に、審議会運営要綱4条2項の規定により、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。谷井悦子委員さん、相山馨委員さんをお願いしたいと思っております。おふた方、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は都市計画法に基づき、知事から当審議会に付議された4議題についてご審議いただきます。皆さまのお手元に資料が既にお配りしてあると思っております。まず第1号から第3号議案につきまして、事務局からまとめて説明いただきたいと思っております。

## 2 議事

(事務局)

事務局の都市計画課長の長谷川でございます。細川会長様をはじめ委員の皆さま方には、本審議会を通じまして、日頃より大所高所からご支援・ご指導を賜り、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

早速でございますが、本審議は議案第4号まででございます。第1号から第3号までにつきましては、富山高岡広域都市計画の区域区分、いわゆる線引きに関する案件でございます。第4号につきましては小矢部都市計画道路の変更でございます。議案第1号の区域区分の変更につきましては、お手元の資料が通常よりも多少ボリュームが多くなっておりますので、事務局の説明は若干長くなることと存じますが、ご容赦のほどお願いいたしたいと思っております。それではご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議案第1号 富山高岡広域都市計画区域区分の変更について**

**議案第2号 富山高岡広域都市計画臨港地区の変更について**

(事務局から議案第1号及び議案第2号について説明)

(会 長)

第1号から第3号まで説明すると先ほど申しましたけれども、第1号と第2号も随分内容が違うと思っております。第3号まで説明してもらって一気にこれを審議するとなると、非常に議論が散漫になるのではないかと私は案じております。そこで、ここで切って審議に入りたいと思っておりますけれども、事務局はよろしいでしょうか。

(事務局)

それで構いません。

(会 長)

では第1号と第2号について、皆さんのご意見を賜りたいと思いますが、第1号と第2号は内容が違うので、発言される時は第1号か第2号か、分かりやすくおっしゃってください。まず基本的には第1号から入りたいと思いますが、ご意見、ご質問ございませんか。

(委 員)

今回の都市計画区域の線引きの16カ所360.4haは詳しく説明を頂きまして、それぞれ必要、そしてまた妥当な提案だろうと聞いておりました。そこで、人口フレームですが、保留する人口3600人が今回の見直しで1300人に変更となったと説明がありました。2300人分が3市で配分されるということなのですね。そうすると、資料3ページにありますように、市街地は区域内人口が42万6800人、そして配分する人口が42万5500人で引き算すると1300人となり、こちらが今回は保留する人口ということだと思いますが、そうすると今後保留する人口をどのように配分されていくのですか。3市においてどのような方法で配分されるのですか。

(事務局)

今回の変更で、結果として保留する人口は1300人という数字が残ることになります。その1300人につきまして、今の時点ではどこにどう配分するかということはまだ決めてございません。今回の変更では2300人分を配分させていただきました。これも計画的な市街地整備が確実になった時点で、3市のバランスを考えながら配分させていただいたところでございます。今回編入したところもこの後に予定どおり計画されていくものと考えておりますが、傾向や進捗も見ながら、1300人をどう配分するか、あるいは配分する時期が来るのかどうかも含めまして、これからの話になります。今の時点では、特にこれといった予定はございません。

(委 員)

そうすると、資料にも書いてありますが、将来市街地整備の実施が確実になった時点での追加エリア、開発都市計画のところは1300人だということですね。今言われたように、これから配分の条件だとか、期限については、まだ今のところ白紙だということによろしいですね。

(事務局)

そういうことでございます。

(会 長)

今のご質問に関連しますが、空き家がどんどん増えています。それは、どのように斟酌しているのでしょうか。

(事務局)

空き家につきましては、今は市街化区域内も含めまして全国的に増えているという課題が多く残されています。人口フレームとの関係でございますが、空き家になったところも含めまして、その地区も人口が全て張り付いた上で、まだ外に1300人必要だという考え方でございます。今は、空いた所も含めまして人口が張り付いて、まだ1300人分は具体的な箇所を決めていないというところでございます。空き家の方は当然、空き家対策として今回の線引きと並行して考えていくべき課題だと考えております。

(会 長)

空き家は埋まっていくという前提で、それでもまだ足りないということですね。

(事務局)

埋まった場合で、まだこれだけ要りますよという数字でございます。

(会 長)

分かりました。今回の区分の変更について、かなりの田が市街化調整区域に入ってきます。その田は恐らく田ではなくなるだろうと思うのですが、今まで圃場整備に多額の金銭を投資してきていますが、その投資したものが十分、当該地方で回収できており、無駄になっていないのでしょうか。

また田が宅地化することによって遊水地帯が失われていきますが、これからどのように水をさばっていくのですか。また、食料生産の問題ですが、米余りの現象はあるけれども、農地は別に米でなくても他のものを生産してもよいとか、富山県のみならず日本全体での食料の自給率を高めるといったこととの兼ね合い等については、どのように説明していただけるのでしょうか。

(事務局)

農業経営課です。農業経営課では農業振興地域の整備に関する法律及び農地法を所管しております。今、会長からご指摘があった点についてお答えしたいと思います。

まず、公共投資についてです。戦後、土地改良等で本県についてもかなりの投資をされており、水田として整備されてきております。現在もまだ規模の拡大ということで、水田の整備をされてきているわけでございますが、説明にもございましたとおり、今回農地がつぶされる部分につきましては公共交通機関に近接する所、もしくは工業等で必要な所などとなっております。そのようなところにつきましては、周辺の営農に影響がないこと等を事前に調査し、調整いたしまして、やむを得ないという判断で進めてきております。

それから遊水の関係でございますが、土地改良施設の関係と同じ考えになっ

てくるのですが、土地改良では面的な整備に加えまして、水路の整備も行っております。今回市街化される区域につきましても、その保全というのはしかるべく行われると思っております。

それから食料自給率の観点でございますと、日本の食料自給率につきましてはカロリーベースで換算しております。全国の食料自給率は平成 25 年につきましては 39%、本県の場合 76% となっております、食料の供給の面からいきますと、本県は全国的にもかなり貢献しているのではないかと考えております。本県の農業の特徴としまして、水田率の高さがあるかと思えます。会長がおっしゃられたとおり、国内の米の需給状況を見ますと、生産量が需要量を上回っております、米余りの状況にあるということでございます。

土地が水田として使えないのであれば、他に何かできないかということでございますが、その辺につきましても 1 億円産地の構想等手は尽くしているのですが、従来の水田型の営農が行われてきているという状況にあります。

それから全国状況をみると、農業を継がれる方が少なく、農地を引き継いでいけるかどうかということも問題になっているような状況でございます。今回農地がつぶされることにつきましては、今後、将来の産業の発展ですとか、人口の集積のバランスを見て、やむを得ないのではないかと判断でございます。

(会 長)

委員はこの点についてどうしてお考えなのでしょうか。

(委 員)

人口フレームを見ていただくと、将来人口は減っているのです。本来、人口が減るのになぜ宅地が必要かという背景は、この資料にはありませんが、スライドでは、世帯分離が今後進み、19 万世帯まで増えそうだとのことです。世帯当たりの人口が 2.69 人だったのが 2.23 人になると、人口は減っているのですが約 19 万世帯くらいに増えるとのこと、トータル約 2 万 1000 世帯弱が今よりも必要になってくるということです。それで保留しているところのうち 2,300 人をカバーできるように、今回市街化調整区域を市街化区域に編入するという考え方なのです。

どこでもここでも編入するという話ではなくて、富山市も高岡市もそうですが、集約的都市、立地適正化計画というのを国の方で進めていまして、駅の近隣の所ならば、車がなくても将来生活できるであろうと考えられることから、今回、住宅地として認めるような所は全てそのような所にしています。

臨港地区や工業地区については、住宅は建つのですけれど、原則住宅を建たないように地区計画をかけるとか、そういうことで人が住まないようにすること。ですから、主に幾つか東富山駅とか呉羽駅とか、あいの風とやま鉄道の新駅をつくる高岡市ですとか、そのような所に住宅地区を設定していたかと思えます。

ただ、先ほど空き家の話がありましたが、これは空き家対策を本当に真剣にきちんとやらないと、市街地から人が出てしまいます。新しい住宅地ができれば、そちらへ出てしまっただんどん空洞化が進むので、郊外の区画整理を進める以上に恐らく、まちなかの空き地や空き家の対策を一から入れないとなかなか難しいのかなということだと思います。

ですから本来、このようなことをきちんとセットで考えないといけないと思うのですが、都市計画審議会というのはどちらかというと規制するところが多いものですから、誘導というところの案が後追いで出てくるのか、今後それは県の役割でもないような気がしまして、それぞれの市がどれだけ頑張るかというところに、うまくいくかどうかがか懸かっているのではないかと考えています。

(会 長)

ありがとうございます。他の方、ご意見ありませんか。新高岡駅周辺の用途地域の変更について、意見書がありました。この方の意見については、皆さんどういうお考えなのでしょうか。委員はこれがご専門だと思うのですが。

(委 員)

大体、今のお話を全部聞いて、納得しておりました。ただ、意見書が一つ出たということで、やはり、高岡駅と新高岡駅をつないで、すごく便利になったという人と、本当に不便になったという人と両極端であると聞いております。高岡の方々からは、「すごく良くなった」という意見と、「全くこんなことでどうなるの」という意見が結構、私の耳には入ってくるのです。ですから、今の一つの意見というのは困っている方のご意見であり、どちらかが喜ばば、どちらかが困るということですね。

全く今の話と違うのですけれど、空き家対策については、本当に私も、これからまちなかにも空き家がどんどん増えたらどうしようかというのは実際感じております。だから、こんなことはここでは言えない、関係ない話ではありますが、核家族化がどんどん進むから、先ほどの計算が成り立つわけです。そんなに核家族化することがいいのかどうかという問題の方が、私は少子化の場合、すごく危惧しているのです。

富山県に限らず、例えば福井県などは核家族ではなく、お年寄りと同居する人が増えているから、やはり教育的にもいいというような話もよく聞きますので、今の都市計画の話とは違いますが、総合的に考えて、やはり先ほどの意見はごもっともなのですが、これは本当に県で考えることではなくて、市町村がもっと真剣に考えなければいけないのではないかと感じております。質問の内容にお答えできず、ごめんなさい。

(会 長)

高岡方面にお住まいで、この意見書に対してご意見を述べたいという方はおられませんか。

(委員)

少し意見を。意見書が1件出てきました。これを読んでいきますと、本当に貴重なご意見であると重く受け止めています。確かに高岡駅の南側の大規模なショッピングモールの所に、もう一極集中化してしまうと、見解では「高岡駅と新高岡駅周辺が一体となる賑わいのある顔づくりを目指した」とうまく書いてありますけれど、実際そういうふうにはなかなかいかないのではないかと私は思うのです。

これはすごく努力が要ると思いますし、私は高岡市の住人ではないので何とも言えないのですが、先ほどのお話の中で高岡市の都市計画審議会ではこの案が通ったと言われるので、富山市にいる私が意見を言っても高岡市の人たちの意見の方が大事でしょうから、仕方がないのかなと思ってしまいます。でも1人のご意見というものはやはり非常に貴重なものなので、これを深く受け止めてほしいというのが私の意見です。

(会長)

本当ににぎわいが二つの駅の間で形成されるのだろうかということは、私も素朴な疑問を抱いておりますけれども、あと10年後、健在だったら様子を見てみたいと思っています。ある程度の人口がない限りは両方がつながらないのではないかと思います。高岡市の人口からして、また富山県とか、別に外国からでもいいですけど、それだけの集客力があるのか、素朴な疑問は拭えないのです。

(委員)

会長、私は今の議案第1号の都市計画区域の線引き見直し及び議案第2号の臨港地区の変更には、異議はありません。

(会長)

確かに全てがうまくいくことはなかなかないので、良いところもあれば被害を受ける人も出てくることは世の中の常です。どこまでトータルに見て、いい解決ができるのか、それに落ち着くと思うのです。

(委員)

非常に難しい問題だと思うのです。もぐらたたきなどという言葉は適切ではないのですが、ある意味どこかがはやれば、どこかが廃れるというのは世の常です。ただ、そうしたときに古いところとか、既存のところがいかに危機感をもって頑張り、その結果、うまく両方について相乗的に賑わいをつくらうというのが高岡市の考えだと思うのです。

トータルとして、既存のところは多少落ち込むのは当然だと思うのですが、新規のところはそれ以上に活性化して、トータルとして高岡市全体として



賑わえば、それは市にとってはプラスだろうという考え方だと思うのですけれど、難しいのは、経済として見たときにお金がどう回るかということだと思うのです。

要は、使われたお金が外資系でみんな外へ行ってしまうのであれば、高岡市にとって、あるいは富山県にとってはあまり得策ではないかもしれません。ただ、使われたお金が地元の事業者といますか、地元資本であり、地元でお金が回れば、拡大再生産といったような形で賑わいはさらに増幅するのだろうと思います。ですから、今回これを認めたときに、商業にしろ、産業にしろ、という形で誘致をするのか、そこが一番のポイントになるのではないかと考えています。

(会 長)

第2号議案については、あまり意見が出ていませんが、ご意見はありますか。

(委 員)

私も高岡市に住んでおりませんのでよく分からないのですが、市街化調整区域を市街化区域に変えることで、今の意見書で焦点になっているのは恐らく、大型ショッピングモールがある付近だと思うのです。その場を拡大して市街化区域にすれば、新しく商業集積といますか、ナショナルチェーンなり、飲食店なりいろいろなものが出てくると思うのですが、これはでも、あまり行政が規制するものでもないと思うのです。

これによるいろいろな弊害のことを書いてあるのですが、高岡市さんがこれを認められて挙げられた以上、やはり資本主義の原理の中で言えば、そのような商業集積地の中に集まっていくのが必然と考えるのであれば、この意見はもちろん大事な意見だとは思っています。ですけれども、それに対案する反対の意見も多分、載ってはいませんがあるとは思っていますので、高岡市さんが挙げてくれたこの案については、反対はしません。

(会 長)

他にご意見、ご質問はありますか。それでは第1号、第2号につきましては、私は今までの議論を見ますと、皆さんの大勢は異議がないと理解しておりますけれども、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

第1号、第2号議案については原案どおりに議決いたします。続きまして第3号について、事務局から説明をお願いします。

議案第3号 富山高岡広域都市計画区域区分の変更に伴う用途地域の指定のない区域における容積率等の指定区域の変更について

(事務局から議案第3号について説明)

(会 長)

本議案についてご意見、ご質問はございますか。

(委 員)

白地地域というのは、どの程度あるのですか。今は射水市のものだけを聞かせていただきましたけれども、話だけさせてください。というのも、私は不思議に思っていたのですが、二十数年かけて区画整理事業をやった所、幹線道路も走り、住宅地もある所に、1軒だけ高層ビルが建っている所があるのです。広大な敷地ですから、多分この白地に当たって建てられたのかと思うのですが、それが頭にあるものですから、無秩序にこれを利用して建築を重ねられていくと、本来の用途の目的が害になってしまうのではないかとということを心配しているのです。そういった白地地域がどれぐらい散在しているのかとお聞きしたいのです。

(事務局)

白地地域につきましては、まず富山高岡広域圏の中で言いますと、先ほど市街化区域と市街化調整区域がありまして、あとは都市計画区域外があるということになります。例えば都市計画区域外ですと、用途地域というような定めは全くありません。かなり山手の方になります。今回、富山高岡ですと市街化調整区域には白地地域としての容積率等が当てはめられてはおりますけれども、基本的に市街化調整区域ですので、決められた特定の建物しか建てられないことになっております。それが富山市、高岡市、射水市になります。

富山県におきましては、富山市、高岡市、射水市以外の区域につきましては、都市計画区域が指定してある中で、用途地域しか指定していない場所がございます。12種類の用途地域の他に、大部分が白地地域になっております。その大部分の白地地域ですと、調整区域という枠がはまっていないものですから、どんな用途のものでも、産業廃棄物処理施設等のようなものは別になりますが、普通の高層ビルみたいなものというのは建てることは可能ということになります。

(委 員)

分かりました。

(会 長)

他にご意見はありませんか。

(委 員)

今回のものは結局、区域区分で市街化区域に編入したものと、要は外すというものと、これがセットなのですよ。

(会 長)

連動してくるわけですか。

(委 員)

連動してくるのです。本来、高岡市、富山市も同じことをやらないといけな  
いのですけれど、高岡市長と富山市長は特定行政庁なので、自分でできるの  
です。射水市は県が特定行政庁なので、県の都市計画審議会に諮って決めるとい  
うことですので、周りを決めたらこれも承認しないと片手落ちになるのだろう  
と思います。

(会 長)

私もそれは分かったのですが、これも都市計画審議会で議決しないとできな  
いのですよね。自動的にはならないのですね。

(委 員)

恐らくそうです。

(会 長)

だから、親とタッグ。皆さん、この件はよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

そうしましたら、これで議決いたします。可決でよろしいですね。  
では、第4号議案をお願いします。

#### 議案第4号 小矢部都市計画道路の変更について

(事務局から議案第4号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。第4号議案に対してご質問、ご意見がございま  
すか。

(委 員)

会長、1点だけお願いします。踏切の拡張が入ってくると思うのですけれど、あれは緩和されたのですか。今までであれば、どこかをつぶして広げるということでない、なかなか認可が下りなかったのですけれども。

(事務局)

今ほど口頭でご説明させていただきましたが、平成13年に国土交通省の方から「踏切道の拡幅に係る指針」が出されております。歩道整備、歩道がない踏切といったものは踏切道の統廃合を行わずに実施することができるというものが出されておりましたが、従来は基本的に、例えば立体交差にするとか、どこかの踏切を一つ潰して整備しようという方針で進めてきておりました。今回は少し緩和されたような形で運用もしているところでございますが、立体交差ですとか、そういったものが基本になってくるかと思えます。

(委員)

踏切の中の整備については、事業主体である、例えばあいの風とやま鉄道が本来はするべきなのですよ。

(事務局)

事業主体につきましては、今回の変更ではこういった形に変更するというところまでの決定でございまして、事業にあたりましては踏切ですので結局は道路になりますし、鉄道とも交差する所になりますので、どちらがどういった分担でやるかというのは、実施に当たっての協議になってくるかと思えます。

(委員)

水を差すようですが、踏切内は本来、鉄道軌道と平面交差しないというのが国土交通省の指針でありまして、それを道路として使う分ではあっても、事業主体であるあいの風とやま鉄道が負担すべき事業ではないかと思うのですが、その辺ははっきりとしないわけですか。

(事務局)

この箇所につきましてはどういった負担、あるいは分担で事業を進めていくかというのは、まだ調整は行っておりません。これからの話になってくるかと思えます。

(委員)

分かりました。

(会長)

他にご意見はありませんか。はい、どうぞ。

(委 員)

時々石動駅を利用する者の1人として申し上げますが、今の石動駅の周辺、特に駅前もそうですが、北側に土地区画整理事業は進んでおりますけれども、駅との連動性が全然ないというか、今の状況だと本当に石動の町は寂れていく一方だと思うのです。町を活性化するためにも、一刻も早くこのような整備を進めていただきたい。そのための前進としてぜひ、この議案については皆さんにご承認を頂きたいという思いでございます。

(会 長)

他にありませんか。はい、どうぞ。

(委 員)

今、踏切の写真等を見せていただいたのですが、今は高齢者人口がこれからどんどん増えていく中で、高齢者の事故も非常に多く出ておりますので、踏切や道路についても安全なものをぜひお願いできたらと思います。安全に、時間をかけても安心して移動できるようなものをお願いしたく思います。

(会 長)

踏切は最近渡ったことがないのですが、例えば視覚障害者が安全に渡れるようになっているのですか。

(委 員)

道路幅もありますけれども、必ずしも障害を持っている人とか、足の不自由な方が安全に利用できるものになっているかという点、そうとも言い切れない面があると思います。事故についても、踏切が交差している所では起きています。

(会 長)

これは施工上の問題ですね。他にご意見はありませんか。ご意見がないようでしたら、私は皆さんがこの議案について賛同していると理解していますが、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会 長)

それでは、議案4号は原案どおり議決いたします。

### 3 閉会

(会 長)

本日の審議事項は以上で終了いたしました。事務局から連絡はございますか。

(事務局)

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。今回の審議会につきましては原案どおり承認ということで、処理させていただきたいと思えます。

それから次回の審議会でございますが、本年11月半ばあたりでの開催を予定しております。また調整いたしまして、改めてご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

それではこれもちまして第171回富山県都市計画審議会を終了いたします。本日は多数の議題にわたりまして、皆さま慎重かつ活発なご意見ありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。

平成28年8月30日

富山県都市計画審議会会長

細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員

谷 井 悦 子

富山県都市計画審議会委員

相 山 馨